

神戸市立学校園 学級編制基準

(1) 幼稚園

3 歳児	4 歳児	5 歳児
25 人	35 人	35 人

(2) 小学校，中学校，義務教育学校

項目	小学校 義務教育学校（前期課程）		中学校 義務教育学校（後期課程）
	（第1～4学年）	（第5・6学年）	
単式学級	35 人	40 人	
複式学級	14 人 （第1学年を含む場合は，8人）		—
特別支援学級	8 人		

(3) 特別支援学校

項目		幼稚部	小学部	中学部	高等部
単一障害学級		7 人 （全ての幼児で編制）	6 人	6 人	8 人
重複障害学級		—	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人
訪問 教育 学級	在宅	—	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人
	重度 心身 障害児 施設	—	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人 〔2以上の学年の児童が 3人以下の場合は， 複式学級編制とする。〕	3 人

(4) 高等学校

全日制課程	定時制課程
40人	40人

備考 ただし、地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて、市教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。